

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器等の漏えい検査実施中、制御棒駆動水圧系の挿入側元弁の弁箱表面より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理及び原因調査	A S	11月26日 公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ（A）の点検において、ポンプ本体組立て用ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
2	1号機	サービス建屋換気空調系冷凍機の点検において、負荷入切装置用油圧機構部品に動作不良が認められたため、当該部品を交換	D	
3	1号機	タービン建屋電動機駆動原子炉給水ポンプエリア局所空調機の点検において、ドレン受皿部に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	D	
4	1号機	主復水器（B）入口圧力検出元弁用ハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
5	1号機	主復水器（B2）海水入口弁の開閉表示用リミットスイッチ（閉側）に動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
6	1号機	原子炉停止時冷却系系統出口隔離電動弁の過負荷保護リレーリセット用スイッチに変形が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
7	1号機	原子炉停止時冷却系系統出口隔離電動弁の開操作時、過負荷により駆動用電動機がトリップしたため、当該弁を点検・修理	C	
8	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量記録計の指示値が、ノイズの影響により瞬時に変動したため、対応検討	C	
9	3号機	原子炉建屋原子炉隔離時冷却系ポンプ室内ストームドレンサンプポンプ（B）の点検において、当該ポンプの車軸が損傷（かじり）したため、対応検討	D	
10	3号機	炉心スプレイ系（A）テスト可能逆止弁の開表示ランプに点灯不良が認められたため、当該開閉表示ランプ制御回路を点検・修理	C	

11	3号機	タービン建屋ディーゼル発電機（A・B）室内排水ファンネルの点検において、詰まり等（5箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
12	3号機	所内蒸気供給用安全弁排気配管の原子炉建屋貫通養生部より、所内ボイラ室内に雨水の浸入（約10cc、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
13	4号機	廃棄物処理建屋送風機点検において、電動機基礎固定用ボルト（4本中、1本）の締付け用ナット取付け溶接部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
14	4号機	所内蒸気系原子炉建屋外気処理装置入口温度調節弁の前弁及び後弁の点検において、弁体、弁棒等の各部品に腐食及び浸食が認められたため、当該弁（2台）を交換	D	
15	4号機	タービン建屋（屋外壁面）と循環水系逆洗弁ピット間の雨水配管用サポート部（4箇所）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	海生物処理設備監視用モニタ装置（5号機中央操作室設置）に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	5号機	所内ボイラ（B）の燃料噴霧用蒸気配管より、蒸気のリーク（微少）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
18	6号機	管理区域内の区域区分変更依頼用の「管理区域区域区分変更依頼・承認書」の記載において、一部記載漏れが認められたため、当該書類を訂正	対象外	
19	集中環境施設	高温焼却炉設備排ガスブロウ用ドレン弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	その他	周辺放射線監視用データ収集処理装置の3、4号機排気筒放射線モニタデータ収集に関する異常警報が発生し、当該装置にデータが収集されなくなったため、対応検討	D	
21	その他	海生物処理設備破砕機操作盤に接続されている電源ケーブルの線間絶縁抵抗測定値に管理値外れが認められたため、当該ケーブル及びこれに接続されている設備機器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで